

※この資料は現時点（R7.10.1）のものであり、今後、変更する可能性があります

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨による 被災された農家の皆様への支援について

令和7年10月
石川県農林水産部

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農地や用排水路、農業用施設の被災により、今後の営農に不安をお持ちのことと思いますが、農林水産業の復興なくして能登の復興はありません。

この資料は、被災された農家の皆様が、営農再開に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、相談窓口までお問い合わせください。

《石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口》

※最寄りの窓口までご連絡ください。

○設置場所

・奥能登営農復旧・復興センター

（JAのと本店（穴水町字大町ほの95番地）内） 0120-338-250

・七尾市役所本庁舎（七尾市袖ヶ江町イ部25番地） 0767-53-8005

・志賀町役場本庁舎（羽咋郡志賀町末吉千古1番地1） 0767-32-9221

・石川県珠洲農林事務所（珠洲市野々江町シ-32） 0120-338-760

○受付時間

平日9:00～17:00

※ご希望者には対面によるご相談にも対応（予約制）

目 次

＜生産基盤の復旧＞

- 1 地震・豪雨で被害を受けた農地・農業用施設を復旧したい・ 1
- 2 農地・農業用施設を自分で復旧したい（直営施工）・・・ 2
- 3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい・・・ 4
- 4 農地・納屋等の土砂撤去・作物残さ処理、土づくり・除草
等に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 津波による塩害が心配される農地を除塩したい・・・・ 10
- 6 農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大
したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用
ため池の取水施設等も整備したい・・・・・・・・ 12
- 8 なりわい再建支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

＜運転資金＞

- 9 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい・・・・ 14
- 10 収入保険・農業共済の支払金が早急に欲しい・・・・ 16
- 11 機械・施設の復旧資金を借りたい・・・・・・・・ 17

＜雇用関係・人手の確保＞

- 12 営農を再開するまでの間、働く場がほしい・・・・ 18
- 13 被災した農家を一時的に雇用したい・・・・ 19
- 14 被災した農家が、従業員の雇用を維持したい・・・・ 20
- 15 農作業の人手の支援がほしい・・・・・・・・ 21
- 16 共同活動に係る人手の支援が欲しい・・・・ 22

＜機械・施設の修理・再取得＞

- 17 被災した農業用機械を修理・再取得したい・・・・・・・・・・ 25
- 18 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい・・・・・・・・ 26
- 19 地震後、修理・再取得した農業用機械・施設が、豪雨で
再び被災したため、再度修理・再取得したい・・・・・・・・ 27
- 20 被災した農産加工・販売施設の修理・再整備をしたい・・ 28
- 21 被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい・・・・・・・・・・ 29

＜作付に関すること＞

- 22 被災した農地において地力増進作物の作付・・・・・・・・・・ 30
- 23 被災した農地における追加防除・追加施肥・・・・・・・・・・ 31
- 24 水稻から園芸品目に転換したい（産地化を図りたい）・・ 32
- 25 果樹の作付を継続したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

＜農産物の輸送＞

- 26 共同利用施設間で米や苗を輸送したい・・・・・・・・・・ 34

1 地震・豪雨で被害を受けた農地・農業用施設の復旧

現在、被災箇所については、国、県、市町、土地改良区等で確認を行っていますが、被災を確認した場合は、管轄する県農林総合事務所、または市町、土地改良区へお知らせをお願いします。

その際に、場所（どこの田んぼ、水路か）被災の状況（田面がひび割れているのか、田面に堆積している土砂の厚さや流木の量、畦畔崩れているのか、水路が詰まっているかなど）も写真とともにお知らせいただくと、関係機関と情報共有がなされ、速やかな復旧工事につながります。

1 支援内容

1 箇所の復旧工事費が40万円以上の農地や水路、パイプライン、頭首工等の被害の復旧工事費及び用水・排水を応急的に手当てするための工事費

- ・農地：田、畑、牧草地
 - ・農業用施設：水路、パイプライン、農道、ため池、頭首工、用排水機場
- ※農地：現に耕作している、また休耕していても管理していれば対象です
 ※農業用施設：関係受益者が2人以上の施設

2 復旧工事の実施主体

市町、土地改良区

3 復旧工事にかかる農家の負担割合

農地：0% ～ 10%

農業用施設：0% ～ 3%

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
 担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

2 農地・農業用施設を自分で復旧したい（直営施工）

災害復旧工事において、農地や農業用施設の比較的軽微な土砂撤去作業等を、農家等が自ら復旧工事を施工（直営施工方式）し、その作業費を市町から受けるものです。

1 事業実施の流れ

- ① 農家等は、直営施工で実施したい内容（場所、作業内容、作業期間など）を奥能登営農復旧・復興センターに相談します。
- ② センターは、農家等から詳細を聞きとり、市町と連携し作業内容案を作成します。（災害復旧事業の対象か確認、金額算出、重機リースの調整など）
- ③ 農家等は、作業内容案を確認し、集落代表者等の地域関係者と情報共有するよう努め、市町へ申請書を提出します。
- ④ 市町は、申請内容が適切である場合は、承認し、農家と契約を取り交わします。
- ⑤ 農家等は、堆積土砂撤去や水路土砂撤去などの工事を実施します。
 - ・ 着工前、施工状況、完成写真が必要
 - ・ 流木・雑物除去等は数量のわかる写真が必要
 - ・ 作業管理等に不明な点がある場合は、センターまで相談ください
- ⑥ 作業完了後、写真や書類を整理の上、市町に報告書及び請求書を提出します。
- ⑦ 市町は農家等に費用を支払い、精算します。

2 作業内容の例

- ・ 田面に堆積した土砂撤去、流木・雑物除去、田面整地、残渣処理等
- ・ 水路内の土砂撤去等

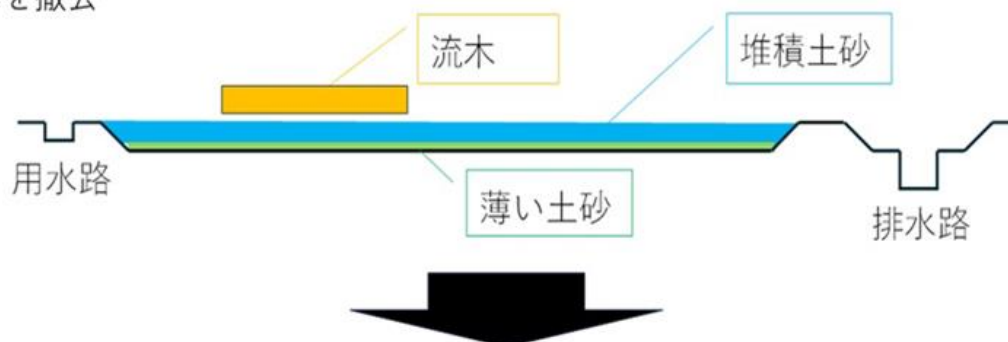
事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

農業者自らの復旧(災害復旧事業 直営施工方式)

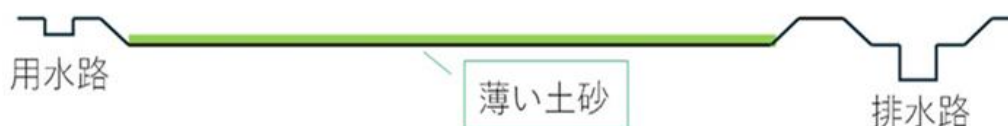
災害復旧事業において、農家等が自ら行う土砂撤去等の比較的軽微な復旧工事(直営施工方式)について支援します

1. 直営施工のイメージ 【例：刈り取り済みほ場の土砂撤去】

建設業者が、流木撤去、表土を保護する観点から田面から3～5cm上までの土砂を撤去



農家等が、自ら薄い土砂をすき込み・整地 41,000円/10a



田面に堆積した土砂の撤去以外にも、水路内の土砂撤去なども直営施工で取り組むことが可能です

標準単価の例（作業に応じて様々な単価を設定します）

モ7農作物細断・トラクタ耕起 52,000円/10a

人力流木除去（流木量小） 8,120円/10a

※重機の輸送費は別途計上可能

2. 問い合わせ

- ・直営施工に関する相談は、「奥能登営農復旧・復興センター」（JAのと本店1階：電話0768-52-3805）までご連絡ください
- ・農家等は事業主体（市町）と作業委託契約を行います（契約にあたりセンターがサポートします）

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ①

(多面的機能支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

多面的機能支払交付金を活用している活動組織（農家等の組織する団体）が活動計画書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1／2、県1／4、市町1／4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：多面的機能支払事業【県】

多面的機能支払交付金【国】

担 当：石川県農林水産部 里山振興室

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ②

(中山間地域等直接支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定組織（農家等の組織する団体）が協定書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）及び共同利用施設（活動組織が運営する倉庫や直売所）

(2) 支援対象経費

農家等による被災 1 か所あたり 40 万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に 40 万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40 万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

中山間地域等直接支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国 1／2、県 1／4、市町 1／4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：中山間地域等直接支払事業【県】
中山間地域等直接支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ③

(多面的機能、中山間支払の対象外の地域)

1 支援内容

(1) 対象施設

農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災 1 か所あたり 40 万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に 40 万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

2 支援対象者

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業者 等

※多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の対象地域も活用可能

3 支援対象者の負担割合

事業費の 1 / 4 （県 3 / 4）

※市町によって負担割合が異なることがありますので、お問い合わせください。

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真
- ・令和 6 年 1 月 1 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、領収書等の支払関係書類

事業名：農地等手づくり復旧支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

【農業者自らによる復旧】

4 農地・納屋等の土砂撤去・作物残さ処理、土づくり・除草等に取り組みたい

1 支援内容

【農地の復旧】 ※災害復旧事業など他の支援策の対象外となる農地

- ① 流木や瓦礫、土砂等の撤去
- ② 農作物残さの処理

【農業施設・機械の復旧】

- ③ 納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃
- ④ 豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

【農産物の収量・品質の向上に係る取組】

- ⑤ 堆肥散布などの土づくり
- ⑥ 災害復旧事業開始前又は着工中のほ場での病害虫拡散リスク防止のための除草

2 支援対象者

豪雨の被害を受けた農家

3 支援対象者の負担割合等

- ①、②、③、⑤、⑥ なし（定額補助）
- ④ 修理費の 1/3（国 1/2、県 1/6） ※修理費上限 100 万円/戸

4 必要書類

- ・被害状況や取組状況が確認できる写真
- ・取組状況が確認できる作業記録
- ・③は農業施設の所有者が確認できる書類
- ・④は農業機械の修理に係る請求書又は領収書
- ・⑤は土づくり資材の購入に係る請求書又は領収書

事業名：営農環境整備支援事業【県】

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援）【国】

担 当：石川県農林水産部 生産振興課

営農環境整備支援事業のご案内



能登半島地震や奥能登豪雨の被害にあわれた農業者の
営農環境の整備を支援します

支援の内容

以下の取組を行った場合に支援します。

被害内容	支援の対象となる取組	支援単価・補助率 ※1
豪雨により、 ほ場に土砂等 が流入した ※2	①流木や瓦礫、土砂等の 農地からの撤去、均平化を 自ら行う取組	定額補助 上限30,000円/10a
	②農作物残さを自ら処理 する取組	定額補助 上限12,000円/10a
豪雨により、 農業施設・機 械が被災	③被災した納屋・倉庫・パイ プハウス等からの土砂撤 去、清掃	定額補助 上限1,600円/m ² (建築面積)
	④豪雨後の農作業により 故障した農業機械の修理	修理費の 2/3以内 ※修理費上限100万円/戸
豪雨により、 品質低下が懸 念される	⑤堆肥散布等の土づくり	定額補助 上限12,000円/10a
	⑥災害復旧事業開始前の ほ場での病害虫拡散リス ク防止のための除草 ※3	定額補助 上限6,000円/10a/回 ※除草回数上限4回
地震又は豪雨によ る、ほ場の破損で 水稻等が作付けで きない	⑦地力増進作物の作付	種子代の 1/2以内

※1 支援単価は、予算額の範囲内で調整する場合があります

※2 災害復旧事業や農家等手づくり復旧支援事業など他の事業との重複支援は不可

※3 中山間地域等直接支払事業など他の事業との重複支援は不可

申請・実績報告に必要な主な書類

下記の書類が必要です。準備をお願いします。

※以下の書類に加え、市町の被災証明が必要です。

①流木等の撤去、⑥病虫害拡散リスク防止のための除草

- ☐被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- ☐水稻共済加入証明書(又は農地面積の分かる書類)+ほ場の場所が分かる地図
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録(流木除去や土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)

②作物残さの農地へのすき込み

- ☐水稻共済加入申込書や共済金支払通知書など、令和6年に被害ほ場で水稻を作付けしたことが分かる書類
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録(残さ処理などの、作業日時や内容を記録したもの など)

③被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃

- ☐被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録(土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)
- ☐固定資産税の納付書など、床面積がわかる書類

④豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

- ☐請求書、領収書 など修理金額がわかる書類
- ☐豪雨後の作業により破損したことの証明

⑤土づくり

- ☐被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- ☐水稻共済加入証明書(又は農地面積の分かる書類)+ほ場の場所が分かる地図
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録(流木除去や土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)
- ☐請求書、領収書 など 土づくり資材の購入金額がわかる書類

⑦地力増進作物の作付

- ☐請求書、領収書などの購入金額がわかる書類
- ☐水稻共済加入申込書などの作付を確認できる資料

第5回締切

10月20日(令和7年11月までに完了する取組が対象)

第6回締切

12月19日(令和8年1月までに完了する取組が対象)

第7回締切(最終)

1月20日(令和8年3月までに完了する取組が対象)

相談窓口

申請や事業に関するお問合せはお近くの現地相談窓口までご相談ください。

現地相談窓口	所在地	電話番号
石川県珠洲農林事務所	珠洲市野々江町シ-32	0120-338-760
JAのと 本店	鳳珠郡穴水町字大町ほの95	0120-338-250
七尾市役所本庁舎	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	志賀町吉千古1番地1	0767-32-9221

5 津波による塩害が心配される農地を除塩したい

1 支援内容

塩害が心配される農用地の除塩作業（用水路やほ場の堆積土砂の排水や土壌改良剤撒布など）に対して支援

2 除塩作業の実施主体

市町、土地改良区

3 農家の負担割合

0% ～ 10%（国90%）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

4 支援対象

地震災害のみ

事業名：除塩事業【県・国】

担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

6 農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・ 農地・農業用施設（農業用水路、農道 等）

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 地域内の農地集積を計画的に実施するための区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区、農業法人

3 農家の負担割合

0% ～ 36% （国50（55）%、県14%）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

※事業実施区域で3年以内に担い手への集積が100%となる場合等の条件満たす場合、後年度、農家負担に対して助成あり。

事業名：農村総合整備事業（条件改善型）【県】
農地耕作条件改善事業【国】

担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

7 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等も整備したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・ 農業用水路、用水機場、農業用ため池 等

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 農業用排水路、用水機場等の長寿命化のための整備にかかる費用
- ・ 農業用ため池の豪雨・地震等の対策をするための整備にかかる費用
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区

3 農家の負担割合

0% ～ 36% (国50(55) %、県14%)

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農村総合整備（条件改善型）【県】
農業水路等長寿命化防災減災事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

8 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設・設備、機械、店舗などの復旧費用等

- (1) 資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地・排土費等を含む
- (2) 車両やパソコンなど業務以外にも利用する可能性がある機械等は対象外
- (3) 原則、従前の施設・機械と同程度の能力までの修繕・再取得が対象
ただし、
 - ① 施設の改良（補強）や機械の機能付加・拡充が可能
※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで
 - ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、機械の入替が可能
 - ③ 修繕が可能な場合でも、修繕（原状回復）に要する費用を上限として建替や入替が可能
(詳しくは、お問い合わせください。)

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・機械について保険・共済への加入が必要
※ 小規模企業者は保険・共済加入に変わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書が必要

5 お問い合わせ先

金沢事業者支援センター TEL：0120-867-100

事業名：なりわい再建支援補助金【国】
担 当：石川県商工労働部 経営支援課

9 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費等の全額または1, 200万円
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利1.25～1.75 → 0%）
- ・実質無担保・無保証

※基準金利はR7.4.18時点

2 支援対象者

被災した農林漁業者

3 必要書類

被災証明書

4 問い合わせ先

農林漁業セーフティネット資金について

（株）日本政策金融公庫金沢支店

TEL：076-263-6471（代表）

事業名：能登半島地震被害対策資金

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課



令和7年

被災農業者
向け

現地融資相談会

無料

営農再開に必要な資金について
ご相談をお受けします。

事前
予約制



開催日

毎月 第3水曜日

★予約がない場合は開催しません

会場

奥能登営農復旧・復興センター

JAのと本店内（鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地）

事前予約が必要です

JAバンク石川信連

076-240-5141

日本政策金融公庫金沢支店

076-263-6472

★予約は開催日の2日前16時まで



ご相談いただいた内容については、営農支援につなげるため、個人情報も含め、主催各機関において共有させていただきますのでご了承ください

主催 JAバンク石川、株式会社日本政策金融公庫金沢支店、石川県

10 収入保険・農業共済の支払金が早急に欲しい

1 支援内容

(1) 収入保険

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になるが、保険期間中であっても、地震など自然災害等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

(2) 農業共済

共済金の支払いには、損害評価の実施が必要になるが、現地における損害評価が実施できない場合や損害の認定時期が遅れる場合には、仮渡し金を受けとることが可能

※その他、収入保険の保険料の納付期限の延長なども措置されていますので、支援内容についての詳細は「3 問い合わせ先」までご連絡ください。

2 支援対象者

収入保険、農業共済に加入している農家

3 問い合わせ先

石川県農業共済組合

TEL : 076-239-3111

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

11 機械・施設の復旧資金を借りたい

1 支援内容

(1) 農業近代化資金

- ・貸付限度額：個人1，800万円、法人2億円
- ・償還期限：施設15年以内（措置期間：3～7年以内）
機械7年以内（措置期間：2年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利1.25～1.75% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人
- ・貸付当初5年間の保証料の免除

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・貸付限度額：個人3億円、法人10億円
- ・償還期限：25年以内（措置期間：10年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利1.25～1.90% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人

(3) 農林漁業施設資金

- ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1，200万円
- ・償還期限：15年以内（措置期間3年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利1.25～1.90% → 0%）
- ・実質無担保・無保証人

※記載の基準金利はすべてR7.4.18時点

2 支援対象者

被災した農家

3 問い合わせ先

農業経営基盤強化資金、農林漁業施設資金について

（株）日本政策金融公庫金沢支店TEL：076-263-6471

農業近代化資金は、最寄りのJA等の窓口までお問合せください。

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

12 営農を再開するまでの間、働く場がほしい

1 支援内容

地元での営農を再開するまでの間、他の農家のもとで働きたい場合、一時的な雇用先（農業研修先）を紹介

2 支援対象者

被災した農家で、一時的な雇用（研修）終了後も農業を継続することが見込まれる方

3 相談先

石川県農林水産部 農業経営戦略課

TEL：076-225-1660

事業名：被災農業者等雇用支援【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

13 被災した農家を一時的に雇用したい

1 支援内容

農家が、被災した農家を一時的に雇用して研修する場合に助成

＜雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）＞

助 成 額：1人当たり10万／月（年間120万円）

支援期間：最短1か月～最長2年間

留意事項：・被災農家と3か月以上の雇用契約を締結する

・被災農家は研修終了後も引き続き農業を継続することが見込まれる方

※2026年1月30日まで随時募集

2 支援対象者

被災農家を農業生産や加工販売の業務に従事させ、実践的な研修を実施できる農家

事業名：雇用就農資金【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

14 被災した農家が、従業員の雇用を維持したい

被災した農家が、従業員を休業させる場合や他の農家等へ研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援

※ 経営力の向上を図るための研修等であれば、農業以外の職種に派遣も可能

1 産業雇用安定助成金

被災した農家が従業員を出向させる場合、出向中の賃金に要する経費の一部を助成

助成額：賃金に補助率4／5を乗じた額（上限8，670円／日）

支援期間：1か月以上1年以内

その他：雇用保険の適用事業主である必要

対象となる被災農家は宝達志水町以北に限る

2 雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）

被災した農家が一時的に従業員を他の農家へ研修生として派遣させる場合、従業員の転居費、住居費、交通費のほか、受入法人への研修負担金（謝金）に対して助成

助成額：要した経費を助成（上限10万円／月）

支援期間：最短3か月～最長2年間

※ 上記の2事業は併用できません。

事業名：産業雇用安定助成金・雇用就農資金【国】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

15 農作業の人手の支援がほしい

1 支援内容

営農継続に向け、被災した農業者（受入農家）に対し、果樹の剪定等の災害ボランティアでは補えない専門技術を要する農作業等の支援が可能な農業者等（農業専門人材）を派遣

2 支援対象者

<受入農家>

地震や豪雨からの営農継続に向け、人手不足等により、一時的に農業者等（農業専門人材）の支援が必要な方

<農業専門人材>

被災地の農業者を応援したい農業者や農業経験者、営農に必要な技術をお持ちの方

※ 現地までの交通費の一部助成（上限1万円／日）、

3 相談先

石川県農林水産部 農業経営戦略課

TEL：076-225-1660

事業名：農業人材マッチング促進事業【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課
（委託先：石川県農業協同組合中央会）

16 共同活動に係る人手の支援がほしい (能登農林水産業ボランティア)

1 支援内容

営農継続に向け、農道や水路の補修などの簡易な復旧作業や、草刈り・泥上げなどの共同活動を支援するボランティアを派遣

2 支援対象者

地震や豪雨からの営農継続に向け、人手不足等により、共同活動の支援が必要な方

※ボランティアの募集は5人程度以上からとなります。集落単位など、まとまった面積でお申し込みください

事業名：能登農林水産業ボランティア【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室



被災により人手不足でお困りの農業者の皆様

／ 農業者応援 ／

ボランティアを募集してみませんか？

例えばこんな作業・・・

※画像はイメージです

農作物の収穫



水稻育苗作業



果樹の剪定・摘果



ハウスの解体や建設



病虫害防除



専門的な技術が必要な作業から、
農作業経験の少ない方でも可能な作業まで、
農作業でお手伝いしてほしいことを教えてください



まずはお近くの 農林総合事務所 に ご相談ください

詳しい募集方法は、裏面をご確認ください

まずは農林総合事務所へご相談ください！

#能登のために

募集方法①

デイワーク daywork で募集

- デイワークでは、**アルバイト募集**と**ボランティア募集**が可能です。登録者は全国にいますので、様々な農業バイト経験者の協力を得ることができます。
- **農業機械の操作**や**果樹の剪定**など、専門的な技術や知識が必要な求人には、デイワークをご活用ください。

※デイワーク:スマートフォンを使った農業者向けマッチングアプリ

アプリインストール



Android



デイワーク利用ガイド



※操作方法などはサポートします

募集方法②

石川県ホームページで募集

- 石川県のホームページ上では、**ボランティア募集**の掲載が可能です（**アルバイトは募集できません**）。
- 石川県ボランティア登録を行っている**約4万人**の方へ**毎週メール配信**されますので、**より多くの方に周知**することができます。

石川県HP



ボランティア募集の場合、①、②の2つの募集方法を併用できます！

留 意 事 項

- 希望日の人手を確保できない場合もあります。人手確保のため、**早めの募集開始（2週間ほど前）**や**活動日を複数設定**する等の工夫が必要です。
- どちらの募集方法でも、お手伝い頂いた方に**交通費**を支給します。**申請書に受け入れ農家のサイン**を記載する欄がありますので、対応をお願いします。
- お手伝いに来られる方に、農作業中のケガ等に備えた**保険加入**をお勧めください。既に傷害保険等に加入の場合は、新たに加入する必要はございません。
- 農林水産業ボランティアとの同時募集の場合、作業内容や日時をずらすなど配慮をお願いします。

問合わせ：奥能登農林総合事務所 農業振興部 TEL：0768-26-2323
中能登農林総合事務所 農業振興部 TEL：0767-52-5522

石川県農林水産部農業経営戦略課農業人材グループ（石川県金沢市鞍月1丁目1番地）

TEL：076-225-1660 FAX：076-225-1618

17 被災した農業用機械を修理・再取得したい

1 支援内容

農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得

※ 再取得する機械は、原則、従前に所有していた機械と同程度の能力のもの

○助成対象（例）

トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、等

×助成対象外（例）

・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震・豪雨により農業用機械が被災した農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書等
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類
（豪雨による被害の場合は令和6年9月20日以降の取組）

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用機械）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

18 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい

1 支援内容

農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再整備

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修繕・再整備する場合を含む

○助成対象（例）

格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設 等

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震・豪雨により農業用施設が被災した農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10※（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 園芸施設共済加入対象（パイプハウス等）の場合、補助率は異なります
自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書 等
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類
（豪雨による被害の場合は令和6年9月20日以降の取組）

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

19 地震後、修理・再取得した農業用機械・施設が、豪雨で再び被災したため、再度修理・再取得したい

1 支援内容

地震で被災し、農業機械再取得等支援事業等で導入した農業用機械・施設が、豪雨で再び被災した際の修理・再取得

2 支援対象者

地震で被災し、農業機械再取得等支援事業等で導入した農業用機械・施設が、豪雨で再び被災した農家
(事前着工により導入した場合を含む)

3 支援対象者の負担割合

負担なし

※農業機械再取得等支援事業の自己負担分1／10を県と市町で折半し、全額補助（従前の機械等から能力増強を行う場合を除く）

4 必要書類

- ・ 地震時及び豪雨時の農業機械再取得等支援事業の申請書（写し）
- ・ 地震後、修理・再取得したことが確認できる書類（納品書等）

事業名：再被災農業機械再取得等支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

20 被災した農産加工・販売施設の修理・再整備をしたい

1 支援内容

過去に国の補助金により整備し、今回の地震により被災した農産加工・販売施設の修理や再整備

※対象となる過去の整備事業については、お問い合わせください。

2 支援対象者

中小企業者、JA 等

3 支援対象者の負担割合

7／10等（国3／10等）

事業名：農業施設復旧事業（加工・販売施設）【県】

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）【国】

担 当：石川県農林水産部 ブランド戦略課

21 被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい

1 支援内容

(1) 対象施設

野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵
(電気柵・ワイヤーメッシュ柵 等)

(2) 支援対象経費

侵入防止柵の資材費

※ただし支援単価には上限額があります。

2 支援対象者

地域協議会

3 支援対象者の負担割合

自主施工の場合：負担なし

業者発注の場合：費用(資材費・設置費)の1／2

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真と被災場所のわかる地図

事業名：鳥獣被害防止総合対策事業【県】
鳥獣被害防止総合対策交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

22 被災した農地において地力増進作物の作付

1 支援内容

地震・豪雨の被害を受けた農地で、令和7年に水稻を作付けできないため、地力増進作物を作付けした場合に要する経費への助成

2 支援対象者

農家

3 支援対象者の負担割合

種子代の1/2

4 必要書類

- ・ 水稻共済加入申込書や出荷実績など、作付が確認できる書類
- ・ 領収書などの購入金額が確認できる書類

5 その他

上記のほか、国の交付金等による作付け助成を受けることが可能です。

【参考】水田活用の直接支払交付金（基幹作としての助成）

	助成金（円/10a）
地力増進作物	20,000円

※条件：地力増進作物の前作又は後作に水稻を作付けすること
ただし、同一ほ場の支援は連続2年まで
（詳細は、地域の活性化協議会にご確認ください）

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

23 被災した農地における追加防除・追加施肥

1 支援内容

豪雨の被害から、農地・農業用施設災害復旧事業（P 1、P 2）または農地等手づくり復旧支援事業（P 6）を活用して復旧した農地における追加防除・追加施肥の取組みに対する支援

2 支援対象者

豪雨の被害を受けた農家

3 支援対象者の負担割合等

負担なし

定額補助	穀物・飼料作物：	7,500 円/10a
	園芸作物：	22,500 円/10a

4 必要書類

水稻共済加入申込書や出荷実績など、作付が確認できる書類

事業名：営農環境整備支援事業【県】

担 当：石川県農林水産部 生産振興課

24 水稲から園芸品目に転換したい（産地化を図りたい）

1 支援内容

水田園芸の産地化に向けた取組に要する経費等への助成

- （１）水田園芸の産地づくりのための計画策定に係る経費（技術実証、研修会開催、先進地視察など）
- （２）新たに水田園芸に取り組む農家の栽培に要する経費
- （３）水田園芸の作付面積を拡大する農家への助成

2 支援対象者

- （１）のメニュー JAまたは生産部会
- （２）（３）のメニュー （１）の産地内の農家

3 支援対象者の負担割合

- （１）負担なし（定額補助 50万円以内）
- （２）1／2（補助率 県1／2以内、補助上限15万円／10a）
- （３）負担なし（定額補助 1万円／10a）

4 留意事項

市町・JAとの連携のもと、計画（目標：販売額3千万円増）を策定した産地を対象に3年間支援

事業名：水田園芸推進による農業収益力向上事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

25 果樹の作付を継続したい

1 支援内容

果樹園の被災に伴う改植や新植などに要する経費への助成

(1) 優良品目・品種への改植や新植

品 目	助成額 (()は新植の場合)
① りんご、なし、柿、ぶどう、桃、びわ、栗、梅、すもも、キウイフルーツ、いちじく	17万円/10a (15万円/10a)
② 加工用ぶどう、りんご(おい化栽培)	33万円/10a (32万円/10a)
③ かんきつ	23万円/10a (21万円/10a)
④ 上記のいずれの場合にも該当しない品目	事業費の1/2以内

(2) 小規模な園地整備

- ・ 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備
- ・ 防霜ファン、防風ネット等の整備

(3) 未収益期間の栽培管理経費

5.5万円/10a × 4年分(最大) = 22万円/10a

※ 本事業を活用し、農家ごとに、おおむね2a以上を同一年度内に改植・新植した場合が対象

2 支援対象者

農家（ただし、産地計画において担い手と定められた農家）

3 支援対象者の負担割合

- ・ (1) の①～③及び (3) は負担なし（全額国負担）
- ・ (1) の④及び (2) は 事業費の1/2（国1/2）

4 留意事項

産地自らが具体的な目標を定めた「産地計画」の策定が必要

※「産地計画」の策定主体は、産地協議会（農家やJA、行政等で構成）等

事業名：持続的生産強化対策事業【国】

担 当：全国農業協同組合連合会石川県本部 米穀園芸部

26 共同利用施設間で米や苗を輸送したい

1 支援内容

- ① 被災したライスセンターの復旧が間に合わない場合に、周辺のライスセンターにて乾燥調製を行うために必要な輸送経費への助成

※米に限らず、穀類や野菜を共同利用施設間で輸送する場合も対象

- ② 周辺の育苗施設から被災施設へ種苗を融通するために必要な輸送経費への助成

2 支援対象者

JA

3 支援対象者の負担割合

負担なし（補助上限7,000円/t）

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真＋被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・見積書や領収書等の支払関係書類および運行日誌

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課